

和歌山県 橋本・伊都地域における和歌山県 橋本・伊都地域におけるカーシェアリング社会実験
質問回答書

番号	質問	回答
1	実施期間について、確認書の取り交わし日～令和7年3月(予定) (カーシェアリング運用期間:令和6年10月～令和6年11月(予定))と記載されていますが、カーシェアリングを設置するのは、令和6年10月～11月の2カ月間の予定という事でしょうか。	カーシェアリングを設置期間は、令和6年10月～11月の2カ月間の予定です。 なお、詳細な期間、時期については、「和歌山県 橋本・伊都地域におけるカーシェアリング社会実験協議会」で調整し、決定する予定です。
2	駐車区画の使用について、使用料は無料でしょうか。また各管理者に対し各種許可申請を行い、許可を得る必要があると記載されていますが、どのような許可申請が必要ですか。	駐車区画の使用について、使用料は無料です。 敷地管理者に、行政財産使用許可申請書及び減免申請書等の申請が必要となります。 確認書の取り交わし後、詳細に必要な許可申請書をお伝えします。
3	公募要件(必須要件)について、④の24時間体制窓口は対応していますが、24時間現場へ対応出来る体制ではございません。⑤【24時間緊急対応可能な安全管理体制が確保できていること。】とは、どのような体制なのか詳しく教えてください。	利用者が事業者にて24時間連絡が可能な体制を想定しています。
4	社会実験として期間限定でカーシェアリングを実施する場合も、「自家用自動車有償貸渡に係る届出書(レンタカー型カーシェアリング事業)」の許可申請の提出は必要ですか。	公募要件の「日本国内において、道路運送法第80条の許可を受け、カーシェアリング事業を実施している者」の根拠資料として、公募申請時には「自家用自動車有償貸渡に係る届出書(レンタカー型カーシェアリング事業)」の写しの提出をお願いします。 また、社会実験場所でのカーシェアリングを実施申請における許可申請書の要否等については、関係機関等との協議によります。
5	提出書類を電子メールで提出する場合、押印書類をPDFで送付すればよろしいですか。	電子メールで提出する場合は、押印不要です。
6	検証への協力の提案(様式-3-4)の②必須項目の「a 車両の動態に関するGPSデータの提供」について、取得できるデータはエンジンOFF検知時の位置情報(経度緯度点)なのですが、こちらの提供で問題はございませんか。	本社会実験後、別業務にて車両運行データ分析、アンケート内容の検討、効果分析・とりまとめを行うこととしております。詳細は社会実験協議会で調整しますが、立寄地等の位置情報が得られるGPSデータ等を提供いただくことを考えています。